

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

## 【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または  
重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の  
収入減少（※）が見込まれる世帯の方 ⇒保険料の一部を減額

### ※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が、令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上と見込まれること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

○保険料の減免額は、**減免対象保険料額（A×B/C）**に**減免割合（D）**をかけた金額です。

### 減免対象保険料額（A×B/C）

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額（減少が見込まれる収入が2以上ある場合はその合計額）
- C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

### 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得

#### 金額に応じた減免割合（D）

- 300万円以下の場合：全部（10分の10）
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除します。

※解雇や雇い止めなど、事業主の都合で離職された方は、非自発的失業による保険料の軽減制度が適用となります。

※減免対象保険料額の算定におけるBが0円以下である場合は、減免額は0円となります。

【対象となる保険料】 令和4年度分の保険料

減免を受けるには申請が必要となります。

### 【申請に必要な書類】

#### ①の場合

死亡診断書、医師の診断等の状況が確認できる書類またはその写し

#### ②の場合

帳簿、給与明細、保険契約書、廃業届、雇用保険受給資格者証等の状況が確認できる書類またはその写し

【申請受付期限】 令和5年3月31日（金）

【お問い合わせ】 出雲市役所 保険年金課 賦課係 電話：21-6984